

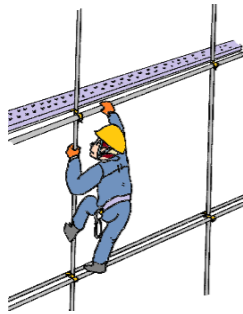
## 昨年の県内の死亡災害

令和3年の労働災害の統計においては神奈川県労働局管内の死亡災害は21件です。

先月号までの統計では20件でしたが、3月に入り下記の一件が判明したものです。

7月発生（病院で治療していたが3月に死亡）足場組立中における墜落、転落災害被災者は55～59歳

4階建て建築物の庇の交換等の工事で、足場を組立中、高さ約2.8mの1層目単管抱き足場から高さ4.8mの2層目の単管ブラケット足場上によじ登る途中でバランスを崩して墜落したものと見られます。



## 安全大会の講師無料派遣

安全週間等において安全大会等開催されるご予約の事業所も多いと思います。厚生労働省の委託事業として、安全大会、研修会等の講師、現場診断などの専門家としての安全管理士（本部所属）を無料で派遣できる制度があります。

利用する場合には年に1回であることやアンケート調査などが必要ですが、現地への交通費等も無料ですので、ご利用を考えられたら支部事務局までご相談ください。

### ○現場パトロール等の派遣

知識・経験豊かな建設安全の専門家が、現場の安全状態や作業方法の改善等、安全衛生水準

の向上に向けたアドバイスを行います。

現場で実施されている職場巡視に同行することも可能です。第三者の目を通すことで普段の職場巡視がさらに効果的になります。

### ○各種講師派遣

知識・経験豊かな建設安全の専門家が、現場や店社などご指定の場所での安全大会や研修会の講師を行います。詳しくは本部のホームページに案内は支部にあります。



## 労働災害の現状 令和4年版

本年も神奈川県労働局のご協力により、「神奈川県下の建設業の労働災害の現状と対策」の小冊子を作成します。

昨年の神奈川県内での建設業の労働災害の発生状況のグラフ等の他、カラー版で死亡災害の概要、また、昨年の代議員会において提唱した「3分KY運動」の事例を多数掲載しています。

会員の皆様には1部送付させていただいておりますが、安全大会、研修等でお使いであれば幾分在庫がありますのでご用命ください。

印刷製本は5月中旬ごろになる見込みです。



# 建災防神奈川支部ニュース

No.555 令和4年5月号 建設業労働災害防止協会 神奈川支部  
 横浜市中区太田町2-22番地 電話201-8456 FAX201-7735  
 URL <https://kensaiboukanagawa.com/>

## 神奈川労働局長 着任挨拶



### 西村 斗利

神奈川労働局  
局長

4月1日付けで神奈川労働局長を拝命いたしました西村斗利（にしむらとし）と申します。

建設業労働災害防止協会神奈川支部会員の皆様には、日頃から神奈川労働局の行政運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、最近の神奈川県内の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症のまん延による経済の停滞や海外経済の動向等のリスク要因も存在し、依然として厳しい状況が続いています。

さらに、中長期的には、我が国では少子高齢化の急速な進行により総労働者数の減少が認められる中で、非正規雇用の労働者が雇用者の3分の1を超え、不安定な雇用や正社員との労働条件の不均衡といった課題等が生じており、経済成長や社会保障の観点からもマイナスの影響が懸念されているところと見られます。

こうした雇用情勢を踏まえ、今年度、神奈川県労働局ではすべての若者・女性・高齢者・障害者など多様な人材の活用促進が進められるよう、誰もが働きやすい職場づくりの推進を目指しています。

具体的には「柔軟な働き方がしやすい環境整備」や「安全で健康に働くことができる職場づくり」等の実現に向け、「テレワーク」「感染症対策」「長時間労働の是正」「労働条件の確保・改善」「労働災害防止」などにつき管下の労働基準監督署及びハローワークとともに積極的に行政を

展開していくこととしています。

さて、全国における昨年の建設業における労働災害の発生状況を見てみますと、死亡災害が一昨年から26人増の284人、休業4日以上死傷災害も1,101人増の16,078人となっており、「新型コロナ」感染による死傷者を含んでいるとはいえ、極めて憂慮すべき状況にあります。

また神奈川県内におきましては、昨年に発生した死亡災害は一昨年より7人増の21人となりました。休業4日以上死傷災害は一昨年より10人減の814人となりましたが、死亡災害が大幅に増加し、また死亡に至らずとも重篤な災害発生のリスクが高いことから、引き続き労災防止の取組を着実に展開していくことが不可欠と見られます。

さて、本年度は第13次労働災害防止推進（5か年）計画の最終年度となります。当局では、本年末の建設業における死亡災害を5人以下、死傷災害を657人以下とすることを目標に掲げ、引き続きリスクアセスメント実施の促進や墜落・転落災害防止及び熱中症の予防などを重点対策として推進していくこととしています。

つきましては、貴協会が展開されておられます労働災害防止活動、特に「セーフティ・リボン運動」「3分KY運動」「安全行動宣言運動」の「3本の矢」が全ての会員事業場に周知され、着実な成果を挙げられますよう、強く期待しております。

最後になりましたが、貴会役員の皆様のさらなるご協力をお願いするとともに、貴会の益々のご発展と会員の皆様のご活躍並びに安全をご祈念申し上げて、私の着任に当たってのあいさつとさせていただきます。

## 支部行事予定

### 第1回理事会

時：5月18日 15：00  
所：講堂

### 代議員会

時：5月26日 15：00  
所：講堂

### 本部理事会、総代会

時：6月8日 14：05  
所：東京プリンスホテル

### 運営委員会

時：6月10日 15：00  
所：講堂

### 木建協正副会長会議

時：6月16日 16：00  
所：講堂控室

### 木建協総会

時：6月27日 15：00  
所：講堂

### 正副運営委員長・部会長会議

時：7月7日 16：00  
所：311会議室

### 正副支部長・分会会長会議

時：7月20日 15：20  
所：ロイヤルホールヨコハマ

## 着任挨拶（労働基準部長・監督課長）



### 星野 健一

神奈川労働局  
労働基準部長

4月1日付けで神奈川労働局労働基準部長を拝命いたしました星野健一と申します。よろしくお願いいたします。

建設業労働災害防止協会神奈川支部並びに会員事業場の皆様には、日頃より、神奈川労働局の行政運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて本年度における神奈川労働局の重点施策ですが「すべての人がいきいきと働けながわを目指して」のスローガンの下、

- 1 雇用維持・労働移動等に向けた支援やオンライン化の推進
- 2 多様な人材の活躍促進
- 3 誰もが働きやすい職場づくり

を三つの柱として行政運営に取り組んで参ります。

特に建設業においては、時間外労働の上限規制について適用猶予が令和5年度をもって終了することから、引き続き、労働時間法制や取組事例の紹介を通じた自主的な取組の促進及び支援や、中小企業・小規模事業主の皆様には「神奈川働き方改革推進支援センター」による長時間労働の是正や人手不足の緩和に関する技術的な相談などを通じた総合的な支援の実施等を進めてまいります。

また、昨年は県内で発生した死亡災害の被災者数が21人を数えるに至り、一昨年より14人から大幅に増加いたしました。

そこで今年度の建設業労働災害防止対策といたしましては、本年度で5年目となる第13次労働災害防止推進計画の労働災害減少目標である死亡労働災害5人

以下、死傷労働災害657人以下とすることを目標として、墜落・転落災害の防止対策の推進、「高年齢労働者の労働災害防止のためのガイドライン」の周知及び中小企業による取組を支援する「エイジフレンドリー補助金」等の周知、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」に基づく一人親方等へ労災保険特別加入制度の周知広報や中小建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援、産業保健活動やメンタルヘルス対策の推進にかかる取組周知及び指導、熱中症災害防止対策に関し「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」の周知、転倒災害防止対策や化学物質対策、石綿ばく露防止対策の周知徹底等、安全、労働衛生及び健康の維持増進のため幅広く施策を講じていくこととしていますので貴支部の皆様の一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴会役員の皆様のごさらなるご協力をお願いするとともに、貴会の益々のご発展と会員の皆様のご活躍並びに安全をご祈念申し上げ、私の着任に当たってのあいさつとさせていただきます。



### 呷崎 雅夫

神奈川労働局  
監督課長

4月1日付けで労働基準部監督課長を拝命いたしました呷崎と申します。

貴支部並びに会員事業場の皆様におかれましては、日頃より労働基準行政の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。また、職場における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を始めとして、安全で健康に働くことができる職場づくりに御協力いただいていることにも併せて感謝申し上げます。

建設業においては、人材不足と高齢化が進んでおり、将来的に大量離職が懸念されているというこ

## ☆建設業における署別労働災害発生状況☆（休業4日以上）

神奈川労働局 令和4年3月末現在

署 業種	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
3年	8	5	6	10	7	10	11	10	13	5	10	8	103
	(1)								(2)				3
前年	10	4	10	16	8	18	7	11	9	8	8	13	122
	(1)								(1)				2

(注) 労働者死傷病報告による、( )内は死亡者数である。

## ☆死亡災害発生状況☆

令和4年4月22日現在

	死亡災害把握数			死亡災害件数		
	本年 (令和4年)	前年同期 (令和3年)	前々年同期 (令和2年)	令和3年	令和2年	令和元年
	令和3年のみ速報値					
製造業		2		7	5 (1)	2
建設業	1	3	2 (1)	21 (2)	14 (3)	10 (1)
交通運輸業					1	1
陸上貨物運送事業				2	5 (2)	2 (1)
港湾荷役業						1 (1)
商業	1 (1)	1 (1)		3 (2)	1 (1)	1 (1)
清掃・と畜業	3			1	6 (2)	3 (1)
その他	1 (1)	1		14 (5)	6 (1)	4 (1)
合計	6 (2)	7 (1)	2 (1)	49 (9)	37 (10)	24 (6)

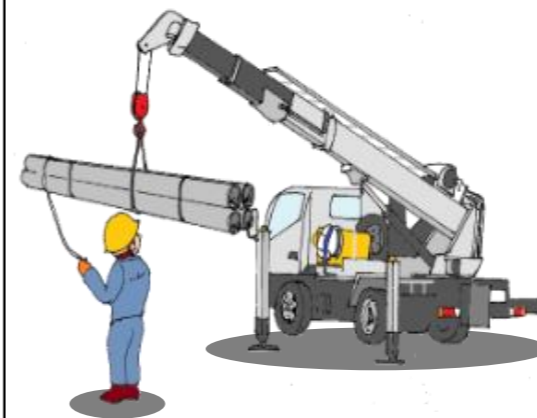
(注) 死亡災害把握数は、本年のみ欄外表示の日までに把握された速報値であり変動することがあります。

( )は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。令和元年は平成31年も含みます。

## ☆死亡災害の概要☆

令和3年4月22日現在

発生月 発生時刻	業種 発注関係 事業場規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
3月 8時頃	その他の建設工事業 自社 10～29人	玉掛け用具 飛来、落下	<p><b>【発生状況】</b> 資材置き場において資材をダンプに積み込む際、移動式クレーン（建柱車兼用）でバンド結索した4本の電柱（総重量約600kg、長さ約4.5m、縦横80cm）をつり上げて約5m横移動したとき、1本つりをしていたフックからワイヤーロープが外れ、被災者は荷の下敷きになって死亡した。50～54歳</p> <p><b>【災害防止のポイント】</b> 1 移動式クレーンで荷をつり上げる場合には、つり荷の形状、重量等に対応した用具を用い、適切な方法により玉掛けを行うこと。 当時、1本づりにより荷をつり上げていたが、2本づり等の安定する方法で玉掛けを行うことが原則である。 2 つり荷の下には原則として作業者を立ち入らせないこと。 3 安全作業体制の確立を図ること。</p>



## 建設業労働災害防止対策の取組要請



令和4年4月8日、神奈川労働局において神奈川支部の黒田支部長、池田副支部長が新任の西村労働局長及び星野労働基準部長に面談しました。

その際に、星野労働基準部長から、建災防神奈川支部長及び神奈川県木造家屋建築工事等災害防止協議会（以降木建協）会長宛の、本年度における建設業労働災害防止対策の取組みにかかる要請文書をいただきました。

労働基準部長からは「令和3年は建設業における死亡労働災害被災者数が21人となり、一昨年から7人の増加となりで、発生状況を見ても、「墜落、転落」災害によるものが6人と最多となっている一方で、「感電」「崩壊、倒壊」「飛来、落下」「交通事故」「過重労働」など、「事故の型」が多岐にわたることが大きな特

徴となっている。

これら死亡災害の中には、例えば危険個所に不用意に立入らない、といった安全衛生確保のための基本的なことがおろそかになっているのではないか、と思われるものが散見されている。

また、休業4日以上労働災害を含めた死傷災害につきましても一昨年の824人から814人へ減少しているものの、死亡災害を未然に防ぎ、かつ今年が5か年の最終年になる「第13次労働災害防止推進計画（13次防）」の最終目標である「**657人以下**」を達成するには、災害防止の基本を忠実に実行し、なお一層の災害防止対策への取組みが重要である。」とのご指摘を受け、建災防神奈川支部及び木建協では、13次防期間中における災害防止対策の決め手として「セーフティ・リボン運動」「3分KY運動」「安全行動宣言運動」の「3本の矢」を積極的に建設工事現場に周知し、推進していることについてご理解をいただきました。

神奈川労働局と建災防神奈川支部及び木建協とが連携して、建設業における労働災害防止対策を推進していくことについて認識をあらためて共有しました。

なお、当日受領した本年度の通達「建設業の安全衛生対策の推進について（要請）」の内容については次号（6月号）の特集でご紹介します。

### 正副支部長・分会長会議開催

令和4年4月21日、神奈川県建設会館において令和4年度の正副支部長・分会長会議が開催されました。

会議の議題は来る5月18日の理事会に向けての令和3年度の事業・決算報告と令和4年度の事業計画並びに予算案です。さらに今年度は役員改選期になりますので、令和4年度・5年度の支部役員の改選について議論がさ

れました。

今回はさらに厚木の山本分会長から「既に会費を払っている会員に対して現在徴収している神奈川支部会員の加入証明手数料が近県に比べて高額ではないか」という問題提起がされ、各分会での実態や今後対応しなければならぬインボイス制度なども見据えて今後は「手数料は無料とし、年間10を超える場合は500円とする」こととして全会一致で可決されました。

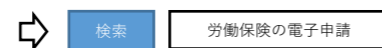
施行時期は6月を予定しています。

### 労働保険のお知らせ

令和4年度・労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間は  
**6月1日（水）～7月11日（月）**です。

労災保険と併せて石綿健康被害救済のための一般拠出金も申告・納付となります。  
《年度更新申告書は、5月末頃に発送予定です。》

正しい申告のために・・・早目にご準備を。



労働保険の申請は便利な電子申請で！

お問い合わせは、神奈川労働局総務部労働保険徴収課  
適用第1係、第2係、第3係 電話045-650-2803

とであり、長時間労働の是正を始めとする「働き方改革」によって、魅力ある職場づくりを進めていくことが、重要な課題となっております。

また、「時間外労働の上限規制」を含む改正労働基準法は、令和元年4月から施行されておりますが、建設業に関しては、「時間外労働の上限規制」が適用される**令和6年4月まで**、2年を切る状況となりました。

また、令和5年4月からは、1か月60時間を超える時間外労働について、中小企業においても5割以上の率で計算した割増賃金を支払うことが必要となります。

こうしたことを踏まえ、貴支部を含む建設関係団体、発注者、関係行政機関のご協力のもと、「神奈川県建設業関係労働時間削減推進協議会」を設置し、協議を行っており、引き続き、「適正な工期設定等のためのガイドライン」の周知、公共工事をはじめとして週休2日工事の

拡大のための取組等を進めてまいります。

各労働基準監督署では、今後も、本協議会での議論を踏まえ、建設業の皆様を対象に改正労働基準法等の内容を含む労働時間に関する法制度、支援制度等の周知や理解の促進に向けた労働時間等説明会を開催してまいります。

建設業の皆様から多数ご利用いただいている働き方改革推進支援センターでは、本年度も関係法令の内容だけでなく、法令に対応するための必要な改善策、働き方改革推進支援助成金等の支援策についても相談・支援に対応しておりますので、是非、ご利用ください。

会員事業場の皆様方におかれましては、このような施策等の趣旨を御理解いただき、引き続き、積極的に取組を進めていただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、貴協会及び会員事業場の皆様方のますますの御発展を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

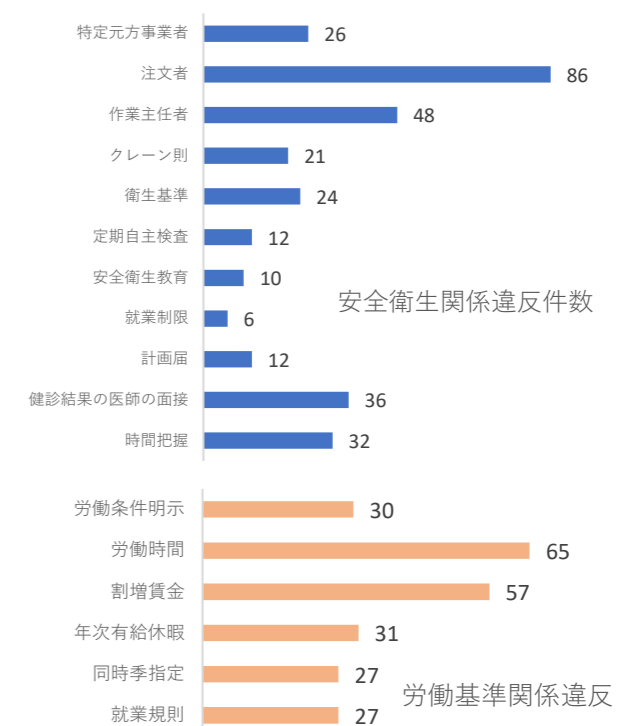
## 建設業の違反は57.3%（令和3年監督指導結果） 神奈川労働局

神奈川労働局から、令和3年に管下12の労働基準監督署が県下の建設業に対する定期監督等を実施した結果についての情報をいただきましたが、定期監督等を実施した件数は1,177件であり、その中でなんらかの違反が指摘された件数は674件で違反率は57.3%でした。674件のうち約半数の314件は安全基準関係に関する違反だということです。

中でも特定元方事業者や注文者など、元請に対する指導勧告は右のグラフのとおり、特定元方で26件、注文者（注文者は足場の管理者としての元請に対する規制）では86件です。

作業主任者に関しては足場など特定の作業で必要ですが、それらが選任されていなかったり、必要な掲示等がされていなかったというものです。

衛生基準に関してはアーク溶接作業が新たに特定化学物質になったことから特定化学物質に係る条文の違反も出されているようです。労働基準法の関係も労働時間など過重労働に係る指摘も目立ちます。





# 令和4年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン(神奈川県労働局)について



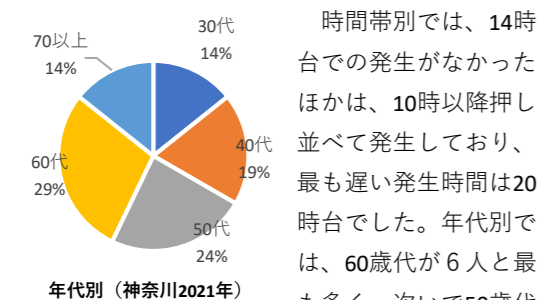
職場における熱中症予防対策については、令和3年4月20日付け基発0420第3号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところです。また、平成29年からは「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」(5月1日～9月30日)を実施し、各防災団体等と連携して熱中症の予防対策に取り組んできたところです。ついては、令和4年の本キャンペーンを令和4年「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」実施要綱(以下実施要綱とする)のとおり実施します。各事業所におかれましては、要綱の推進により効果的な熱中症予防対策を実施していただきますようお願いいたします。

## 神奈川県の職場における熱中症

令和3年中の神奈川県内の職場における熱中症の発生状況は、休業4日以上を負傷者数が21人と前年に比べ大幅に減少し、死者数も平成29年以来4年ぶりに0人となりました。

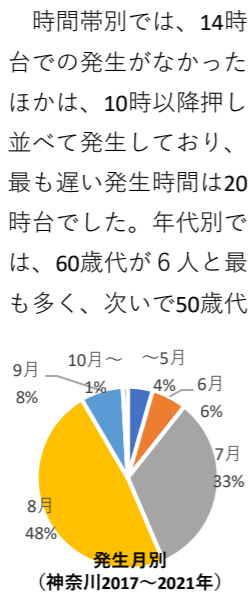
業種別では製造業が5人と最も多く、次いで警備業4人、建設業3人と続いています。

月別では、死傷者数全体の9割が7月と8月に発生しており、例年以上にこの時期に集中し、災害発生が最も早い月は6月で、最も遅い月は9月でした。



が5人となっていて、50歳以上の死傷者数が全体の2/3を占め、高齢者の発生がより顕著でした。

また、屋内作業中の熱中症発症も目立ち、製造業、社会福祉施設での災害をはじめ、全体のほぼ半数に当たる10件は屋内作業中に発生しました。こうした状況は、令和3年に限ったことではなく、熱中症災害は、屋外作業だけが危険ではないことに留意が必要です。



## I 作業管理

### (ア) 作業時間の短縮等

作業計画を作成し、WBGT基準値に応じた休憩等を行うこと。測定したWBGT値がWBGT値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないこととする。WBGT値を大幅に超える場所で、やむを得ず作業を行う場合は、次に留意して作業を行う。  
①単独作業を控え、休憩時間を長めに設定する。

②管理者は、作業中労働者の心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻りに確認する。なお、熱中症の発生しやすさには個人差があることから、ウェアラブルデバイスなどのIoT機器を活用することによる健康管理も有効である。

③新型コロナウイルス感染症の予防のため、職場においてもマスクの着用をはじめとする感染拡大防止策が実施されているところである。

屋外の暑熱環境下においては、感染症を予防する観点から、人と十分な距離(少なくとも2m以上)を確保できるよう、作業計画や作業方法を工夫すること。



### (イ) 熱への順化

熱への順化の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することから、7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くすることが望ましい。

特に、新規採用者等に対して他の労働者と同様の暑熱作業を行わせないよう、計画的な熱順化プログラムを組むこと。なお、夏季休暇等のため熱へのばく露が中断すると4日後には順化の顕著な喪失が始まることに留意する。

### (ウ) 水分及び塩分の摂取

労働者は、のどの渇きに関する自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を行う。

管理者は、労働者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認などにより、労働者からの申出にかかわらず定期的な水

分及び塩分の摂取の徹底を図る。

なお、尿の回数が少ない又は尿の色が普段より濃い状態は、体内の水分が不足している状態である可能性があるため留意する。

### (エ) 服装等

熱を吸収し又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を準備すること。身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討する。また、直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を着用する。

### (オ) プレクーリング

WBGT値が高い暑熱環境の下で、作業強度を下げたり通気性の良い服装を採用したりすることが困難な作業においては、作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑えるプレクーリングも行われており、体表面を冷却する方法と、冷水や流動性の氷状飲料なども摂取して体内から冷却する方法とがある。必要に応じて作業開始前や休憩時間中のプレクーリングを検討すること。

## II 健康管理

### (ア) 健康診断結果に基づく対応等

熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある次のような疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。

- ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等

### (イ) 日常の健康管理等

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることについて指導を行う。また、熱中症の具体的症状について労働者に教育し、労働者自身が早期に気づくことができるようにする。

### (ウ) 労働者の健康状態及び熱順化の状況の確認

当日の作業開始前には、当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態の確認を行う。また、職長等管理者は、入職後一週間未満の労働者及び夏期休暇等のために熱へのばく露から4日以上離れていた労働者をあらかじめ把握



し、当該労働者の作業時間中や作業終了時における健康状態に特に配慮する。

健康状態又は暑熱順化の状況から熱中症の発症リスクが高いと疑われる者に対しては、必要に応じ作業の配置換えを行う。

### (エ) 作業中の労働者の健康状態の確認

作業中は巡視を頻りに行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認する。

また、単独での長時間労働を避けさせ、複数の労働者による作業においては、労働者お互いの健康状態について留意するよう指導するとともに、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出るよう指導する。

## III 労働衛生教育

準備期間中に各級管理者、労働者に対する教育を実施する。教育用教材としては、厚生労働省ホームページに公表されている「職場における熱中症予防対策マニュアル」及び熱中症予防対策について点検すべき事項をまとめたリーフレット等、環境省熱中症予防情報サイトに公表されている熱中症にかかる動画コンテンツ及び救急措置等の要点が記載された携帯カード「熱中症予防カード」などを活用する。実施に当たっては、雇入れ時や新規入場時に加え、日々の朝礼等の際にも繰り返し実施する。

### 被災例

基礎コンクリート打設に付随する作業に従事していたところ、同僚に倒れているところを発見され、救急搬送されたものの数日後に死亡した、被災者は当該現場に入場して2日目であった。

8月 気温30.8℃  
40歳代



少しでも本人や周りが異変を感じた際には、必ず、一旦、作業を離れ、病院に搬送するなどの措置をとるとともに、症状に応じて救急隊を要請する。

なお、本人に自覚症状がない、又は大丈夫との

本人からの申出があったとしても、周囲の判断で病院への搬送や救急隊の要請を行う。

## IV 異常時の措置

病院に搬送するまでの間や救急隊が到着するまでの間には、必要に応じて水分・塩分の摂取を行ったり、全身をタオルやスプレー等で濡らして送風したり、あおいで体表面からの水分蒸発を促進すること等により効果的な体温の低減措置に努める。

その際には、一人きりにせず誰かが様子を観察する。

### 大塚製薬熱中症オンライン講演会

(株)大塚製薬工場より、安全衛生担当者向け熱中症オンライン講演会(無料)の開催のご案内を神奈川支部にいただきました。

聴講ご希望の方は支部ホームページに案内を掲示していますので、そちらをご確認の上申し込みください。

日時 6月16日(木) 14:00～15:10 (Zoomウェビナー)

演題 **企業における熱中症対策**  
～転ばぬ先の経口補水療法～

演者 **産業医科大学 産業医**  
**実務研修センター長**

川波 祥子先生

問合せ先 (株)大塚製薬工場横浜支店  
荒井様 080-2380-9594



### 熱中症セミナーのご案内

経口補水液が作れるタブレット(O.R.S)を販売する(株)アドバンスより、安全衛生担当者向け、クイズを盛り込んだ楽しい講義スタイルのセミナー(無料)のご案内を神奈川支部にいただきました。

セミナー時間をご要望に応じてということで、ご希望の方は支部ホームページに案内を掲示していますので、そちらをご確認の上申し込みください。

申込締切り日時 7月末日

問合わせ先 (株)アドバンス 吉岡様

メール c.yoshioka@adovance-m.co.jp



以上は令和4年「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」実施要項の抜粋です。詳細については直接神奈川労働局健康課が当局のホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/>をご覧ください。